

企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」
及び企業会計基準適用指針公開草案第26号「セグメント情報等の開示に関する
会計基準の適用指針(案)」に対する意見

平成 19 年 10 月 19 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり
申し上げます。

1. セグメント情報の測定方法について(会計基準第22項、第74項)

(コメント)

セグメント情報の各項目の測定方法については、公開草案に同意する。

(理由)

マネジメント・アプローチは、企業の最高経営意思決定機関が意思決定のため
に使用する情報を基礎としてセグメント情報を開示する方法であることから、マ
ネジメント・アプローチを採用したことにより、セグメント情報の各項目の測定
方法は財務諸表を作成するために採用する会計処理の原則及び手続に準拠するこ
とを求めないこととする公開草案の内容に同意する。

2. セグメントの範囲の変更(会計基準第15項、第69項)及び報告セグメントの区分方
法の変更について(会計基準第26項、第78項)

(コメント)

事業セグメントの量的な重要性の変化によって報告セグメントとして開示する
セグメントの範囲を変更する場合だけでなく、組織変更等によりセグメントの区
分方法を変更する場合についても、「会計方針の変更」に該当しない旨を明示し
ていただきたい。

(理由)

事業セグメントの量的な重要性の変化によって報告セグメントとして開示する
セグメントの範囲を変更する場合は、会計方針の変更に該当しないことは明らか
であると考えられるが、組織変更等によりセグメントの区分方法を変更する場
合についても、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の場合、企業
の内部組織の構造に基づく情報であるため、その変更は「会計方針の変更」に該
当しない旨を明示していただきたい。

3. 資産に関する情報について（会計基準第18項、第59項、第60項）

（コメント）

資産の額については、最高経営意思決定機関に対して資産に関する情報が提供されない場合でも、開示が強制されるのか否かを明確に記載すべきである。

（理由）

会計基準第18項では、「各報告セグメントについて利益（又は損失）及び資産の額を開示しなければならない」とされている一方、同第19項では、「負債に関する情報が、最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されている場合、企業は各報告セグメントについて負債の額を開示しなければならない」とされていることをあわせて考えると、資産の額については、最高経営意思決定機関に対して資産に関する情報が提供されない場合でも、開示が強制されるようによめる。しかし、会計基準第59項で「分離した財務情報に資産に関する情報が含まれていることを条件とすべきかどうかについて検討」し、同第60項で「事業セグメントの決定の基礎となる財務情報に、一定の情報が含まれていることを条件としないこととした」とされていることから、資産に関する情報を入手できない場合は、開示が強制されないようにも解釈できるため、明確に記載すべきである。

4. 報告セグメントの開示項目について（会計基準第21項(1)）

（コメント）

会計基準第21項(1)で、「持分法適用会社への投資額」を開示することとされているが、「持分法適用会社への出資額」としてはどうか。

（理由）

「持分法適用会社への投資額」を開示することとされているが、「投資額」では、持分法適用会社への融資も含まれるのか明確ではないため、純粋な出資額のみを開示させる趣旨であれば、「持分法適用会社への出資額」とした方がよいと考える。

5. セグメントの利益・損失の測定方法の変更の取扱いについて（会計基準第23項(5)）

（コメント）

会計基準第23項(5)で事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合の開示について規定しているが、これは「会計方針の変更」に該当しないことになるのかを明記していただきたい。

（理由）

事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合には、その旨、変更の理由及びセグメント情報に与える影響を開示させることになっており、会計方針の変更の取扱いと同じような開示を求めている。

しかし、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の場合、会計基準第46項や第47項に記載されているように、意思決定有用性が会計情報の比較可能性の確保に優先するという考えから、マネジメント・アプローチに基づくセグメントの利益・損失の測定方法の変更は、財務会計における会計方針の変更に該当しないものと考えられるため、「会計方針の変更」に該当しないことになるのかを明記していただきたい。

6. 不均整な配分について（会計基準第23項（6））

（コメント）

会計基準第22項で「特定の収益、費用、資産又は負債を各事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債に配分する場合には、企業は、合理的な基準に従って配分しなければならない」とされている一方、第23項(6)では、「事業セグメントに対して不均整な配分がなされている場合」について規定されている。両者の関係を明確に記載すべきである。

（理由）

会計基準第23項(6)に規定されている「不均整な配分」は、第22項に規定されている「合理的な配分」とは矛盾するものではなく、資産・負債の配分と収益・費用の配分の均整がとれていない場合を想定しているのであれば、誤解のないような記載をするべきである。

7. 財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がある場合について（会計基準第54項）

（コメント）

会計基準第54項で「マネジメント・アプローチに基づき、最高経営意思決定機関の意思決定のために報告されている情報を基礎としている場合であっても、当該情報が財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性があると考えられるときは、これを開示することは適当ではない。」としているが、本文第22項における原則的な取扱いとの関係が不明確になる可能性があるため、表現を検討すべきである。

（理由）

会計基準第54項は、上記の記載の後に、手数料収入のみを得ることを目的とした委託販売において、損益計算書上は純額表示しているが、セグメント情報は総額で開示することは適当ではないとしており、マネジメント・アプローチに一定の歯止めを設ける本規定の趣旨に同意する。一方で、この記載は、マネジメント・アプローチを採用しつつも財務諸表と一致させるべきと解釈されてしまう可能性があるため、表現を工夫すべきである。

8. その他

(1) 各規定の記載箇所について、会計基準の本文及び結論の背景、並びに適用指針の本文及び結論の背景のいずれが適切な箇所であるかについて検討すべきである。

例えば、以下のものについて検討すべきである。

- ・ 会計基準第57項：最高経営意思決定機関の例示については、基本的かつ重要な事項であるため、結論の背景ではなく、本文(第8項)に記載すべきである。
- ・ 会計基準第78項：第78項はセグメントの区分方法の変更(会計基準第26項)に対する結論の背景として記載されているが、「この場合、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報や、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作り直した情報を開示することが考えられる」というのは、いずれの方法も認められるという意味であれば、それを明確にした上で、会計基準の本文に記載すべきである。
- ・ 適用指針第5項：複数のセグメントの区分方法がある場合の取扱いは、基本的な取扱いであるため、適用指針ではなく、会計基準の本文に規定すべきである(これに応じて、適用指針第20項の記載位置も検討すべきである)。
- ・ 適用指針第14項から第16項：関連情報に関し、製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報の重要性の判断基準が数値をもって示されているが、当該数値を規準として開示するか否かが分かれるのであれば、会計基準第11項と同様、会計基準本文において示すべきである。
- ・ 適用指針第17項：主要な顧客の定義が適用指針で記載されているが、会計基準に規定すべきである。

(2) 会計基準第38項に記載されているとおり、当協会が公表した会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」等は、改廃されることが想定されるので、例えば、会計基準第11項(1)「セグメント間の内部売上高又は振替高」、会計基準第29項「同種・同系列」の内容に関する説明が必要と考える(特に「同系列」の意味が不明確であるため)。

(3) 持分法適用会社の取扱いとして、適用指針第4項において、セグメント情報として開示する額は「連結損益計算書に計上されている持分法投資損益によらず、当該会社の持分法投資損益の算定に用いた財務情報の金額や、このうちの比例持分の金額であることがあり得る」とされているが、持分法適用会社の財務情報について比例按分等をせず、そのまま使用して開示することも認められるのか確認したい。

以 上